

## 第8回愛荘町（仮称）自治基本条例策定検討委員会 会議録

開催日時	平成21年10月19日（月） 午前9時30分～午前11時34分											
開催場所	愛荘町役場 愛知川庁舎 3階 第1委員会室											
傍聴人												
出席者	富野	村木	道明	藤沢	山田	藤田	松浦	山本雅	外川	近藤	前川	
	○	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	
	山本拓	野々村	森野	西澤		事務局	細江	西川	青木			
○	○	○	○		○		○	○				
議事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●委員長あいさつ</li> <li>●協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) Aグループ討議内容報告</li> </ul> </li> <li>●その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>次回の開催日、会場</li> </ul> </li> </ul>											

○**細江主監** それでは、皆さん、おはようございます。今日の第8回の検討委員会でございますけれども、急遽、台風の関係で延期をさせていただきます、一方的に決めさせていただきますので、曜日の関係等で都合が悪く、村木委員・藤沢委員・山田委員・道明委員、外川委員が欠席でございますが、時間がまいりましたので、ただいまから始めさせていただきますと思います。

前回のときにグループで分かれていただいて、それぞれ3章ずつを区切った中で、グループ分けをしていただきまして、9月についてはそれぞれのグループ2回ずつ、本当に熱心に議論をいただきまして、ありがとうございました。今日は、発表をしていただきながら、スムーズに進みますようにご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、先生、よろしくお願いいたします。

○**富野委員長** それでは、皆様おはようございます。主監の方から話がございましたように、前回は台風のために日程を急遽変更をさせていただきます、大変皆様にはご迷惑をおかけいたしました、今日はお集まりをいただきまして、どうもありがとうございます。

どうやら秋がたけなわになってまいりまして、実りの秋でございますけれども、この作業は今まさに作業のほうが多くなわということで、みのりの秋はもう少し先になりそうでございます。今日は各グループでご検討いただきました内容でだいたい全体像が見えてこようかなと思います。後、残りますのはこの議論が終了すれば、前文までどうするかという段階にきますので、いよいよ完成させる段階になってまいりました。今日の作

業が一番中身としては、全体像が見えてくる重要なところでございます。そういった意味で今日はぜひよろしくお願ひいたします。

それでは、早速でございますけれど、前回に引き続いて、前回の部分は前半でございます、その後グループを二つに分けてご検討をいただきまして、すでにお手元にも資料として配付しております。各グループでご検討された内容につきまして説明をしていただいたうえで、皆さんのご意見を聞きたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。Aグループの方から発表をお願ひしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

**○山本拓委員** 座ったままで失礼します。Aグループの方で検討しましたのが、目次で言いますと第3章まちづくりの役割分担および協働、第4章町政情報の管理および運用、そして第5章の町民ならびに事業者等の権利および責務とまちづくりの関与の部分でございます。お手元の資料として付けていただきましたのが、16日の検討結果でございます。真剣に話し合いをさしてもらったのですが、中では色々議論がございまして、ここで発表するまでの結果に至っているかどうか、結果として発表できるかよくわかりません。その部分も含めて今回ご説明させていただきたいと思ひます。

まずは、1回目の検討の際の内容について、少々触れたいと思ひます。1回目の検討は9月3日でしたか、Aグループとして集まりまして、全体にざっと眺めた訳ですけれども、時間の足りずに終わりました。その中で一部検討の内容で特に重要だと思われた内容がございまして。最初に、「協働」というところで章が分かれておるんですけども、「協働」が表へ出すぎておりまして、「役割分担」という部分ですね、これがどうも私どもの町の説明の中に「役割分担」というものが似合わないではないかということが取り上げられました。「協働」だけをあげる必要もないと、定義というところであげておけば、役割までは必要ないのではないかという部分がございまして。ですので、権利、義務というところで納めて、役割というところをはずしてはどうかという意見がございまして。

後、試案ですと、第5章に「環境」ですとか「調和」という文言が入っているわけですが、米原市の方にはございませんでした。環境とは、自然保護のことでございまして。水ですとか自然といったところは、当初から委員会の中でもお話が出てまいりました。こういう「環境」という言葉が入ると一番よろしいということで、そういった言葉がどっかに入れられないかということでございまして。特に入れるところがなかったのが、これがまた大きな検討内容となりました。

後、細かいところですが、試案の21条から24条までの部分、これは行政が実施することばかり書いておりました。試案を必ずしも基にしなくてもよかったのですが、米原市の内容についてすべて検討しますと、米原市のものがそのままになってしまいますので、あくまでもいくつも取り混ぜて見ていこうと、私どもが見た中では試案の中の文言が近かったと思ひましたので、それを基にお話をしております。この行政が実施することばかりなので、もう少し補足が要るということで検討をいただきました。それに基づ

いて、お手元の資料のとおり結果としてなりましたが、16日の会議の内容でございます。

順に追って説明させていただきます。第3章、まちづくりの役割分担および協働。先に申しましたとおり「役割分担」のところを省きまして、「協働」と「参画」としてはどうかという意見でございます。これは章のタイトルです。

そして、8条から11条までは、米原市第8条・9条・10条・11条、こちらの部分が「市民」が「町民」に代わるなどという変更はございますが、概ねそのまま使用できるということで、こちらの記載は省いております。「市民への役割」が「町民への役割」となりまして、条文はそのままということでございます。

この中身ですが、やはり「役割分担」というところで引っかかりまして、愛荘町自治基本条例（案）第5条というものは、既にこの委員会で検討されております。その中に「役割分担および協働」という文言がございますので、それを受けますと、やはりここでは「役割分担」というのはあえて説明する必要がないのではないかという危惧もございます。ただ我々の結論の中では、一旦省いて考えてみようということになっております。

続きまして、「協働のまちづくり」でございます。これは米原市の第12条第1項の部分でございますが、これは試案の方が近いだろうということで、試案の中身に置き換えております。試案第20条・21条にありました、これは条文が順番になっておりませんので、第●条としておりますが、まちづくりには、町民等のほか、愛荘町というまちをより良くしたいと考えている人はすべて参加（参画）することができる。2 町および町民等は、互いに個性や能力を発揮できるよう尊重し、協働のまちづくりを推進するものとする。このようにまとめております。

ここで「参加」という言葉が出てまいります、これはあえて町民以外のものが参画できないということで、参加という意味になっていると判断いたしました。

後、ここにもまた「協働」という言葉が出てまいります、これだけ協働が出てまいりますと、やはり定義の中で「協働」に触れる必要があるのではないかという意見も出ております。

次が、順番でいきますと町民と行政との協働推進。これを内容に応じまして、行政としての協働推進、そちらも試案の第21条からつくっております。第●条としておりますが、試案では「町」となっておりますのを、議会が含まれてしまうという懸念から、「執行機関」と言いかえまして、執行機関は、協働のまちづくりをすすめていくために、町民等が自立して活動するための仕組みや協働のルールを整備し、必要な資源に努めるものとする。2 執行機関は、重要な施策の企画、立案、実行、評価の各段階において、適切な協働の執行を整備しなくてはならない。あくまで執行機関の責務でございます。ここまでを「協働」の説明といたしまして、第3章でつくりました。

次でございますが、章立てていきますと、第4章が情報の管理になってきますが、こ

ここで第4章を新たに新設で「持続的な発展」として設けました。こちらが先の議論の中で出てまいりました環境ですとか人材、子どもの育成、次世代、そういったものを一まとめにくくって、章出ししようという試みから生まれた章でございます。

試案の第22条からつくりあげましたのが、人材づくりということであります。読み上げます。町民は、自らの知恵と技術を広く伝えるよう努めるものとする。2 町は、町民等がまちづくりの担い手となるように、自主的に学び活動できる環境の整備に努めるものです。

この中で、括弧書きになっております部分が、これを入れるか入れないか。入れないということで、一応書いておりますが、もし入れるとしましたら、この中にそのまま活かして設けたいと思っております。

その中でも、こちらの中では高齢者の活躍に期待するような内容を、説明・解説の中に入れられないかですとか、後継者育成のために広く歴史・文化・知恵・技術、そういった言葉も含めたらどうかと、あと人材づくりというのは後継者育成であって、高齢者の活動場所をつくりあげるということを、そればかりをいうわけではないという、そういう戒めも出てまいりました。以上が人材づくりでございます。

続きまして、子どもの育成、括弧書きでございます。子どもの育成でございますが、こちらも試案の方につきまして、第●条としていますが、町民・事業者等および町は、保護者や関係機関とともに、互いに密接な協力のもと、子どもが夢と希望をもてるよう、子どもの健全な育成に積極的に取り組まなければならない。としております。

「子どもを町の宝とする規律」、これを説明に含められないか。中には入りませんでしたので、そういった疑問にしております。あと未来を担うことができるよう、こちらについても、こだわりがございましたが、あくまでも説明にと。

あと保護者という言葉が出てまいります。これは、高校生などは通学するわけで、町に通学するわけでございますが、保護者というのは町民と言い切れません。そこで、あえて保護者と記述しまして、主体的に関わりをもってほしいという思いを示しております。関係機関についても同様の記述です。周りから力を合わせていくという意識がもし加えられたら、説明には必要な用語ではないかという意見もございました。

新設の章では3つ目になります「自然と伝統の保護」でございます。この条文自体も新設でございます。第●条としまして、町民・事業者等および町は、まちづくりへの参画にあたり、豊かで美しい自然といつまでも共に生きるために、自然環境および景観の保護に努めるものとする。2 事業者等は事業活動にあたり、その責任において自然環境および景観を保護するよう努めなければならない。3 町民および町は、先人が残した歴史と文化を尊び、次代へと継続できるよう努めなければならない。4 事業者等は、町民が地域の歴史や伝統を理解し守ろうとする活動を支援するとともに、事業活動にあたり、その責任において文化・資産を保護しなければならない。

これまでの4項は、全くの新設でございますので、皆さんで考えていただいた内容で

ございます。今までの議論の中でも、必要だと思われて、いつも一んとしてきたものが自然と伝統の保護ということで、つけ込んでおります。周囲の水辺や田園風景など、こういった言葉にもこだわりがあったわけですが、これは説明にということで話し終えています。流しまして、以上が、「持続的な発展」としました新しい章でございました。

続きまして、「市政情報の管理および運用」としてみました第4章でございますが、章が送られまして第5章とあえて書いております。これが情報共有の推進と名前をつけております。こちらは米原市第13条、知る権利からとっております。知る権利第●条、町民および事業者等は、まちづくりについて適切に判断し、行動するために、町が管理する情報を知る権利を有するものとする。知る権利を記述するか、議論がございました。あと個人が情報を得ることというのか、町全体に共有することをいうのかという疑問もわいてまいりました。

続きます。米原市の第14条になりますが、情報の整備、公開および提供でございます。これは試案の第14条に、やはり置き換えておりまして、そこから取りました条文が、町は、町民および事業者等の知る権利を保障するため、適切な時期に適切な方法で情報提供し、または求めに応じて情報を公開しなければならない。2 町民、事業者および町は、まちづくりに必要な情報を積極的に提供し合い、互いに情報を共有できるように努めなければならない。3 議会は、会議を公開するとともに、議会が保有する情報を公開し、町民および事業者等と情報と共有を図ることにより、開かれた議会運営に努めなければならない。議員は、議会活動に関する情報について、町民に開示し説明するよう努めなければならない。以上のようにしておきます。議会として分かっているだけでして、町と議会ということで、同じような記述もございます。あえて、議会の議員は別に記述はしておりません。主に議会としております。

ここは続けます。米原市の第15条、個人情報の保護、ここから使いましたのが試案の第15条、こちらを基にしております。個人情報の保護でございます。第●条、町および事業者等は、個人に関する情報の適切な取り扱いを徹底し、個人の権利・利益を保護するため、必要な措置を講じなければならない。2 個人は、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取り扱いにあたっては、その権利・利益を保護するよう努めなければならない。としております。以上で、「情報共有の推進」の章は終わります。

次は第5章としておりましたのが、送られまして第6章、「市民および事業者等の権利と責務」でございます。これを町民と事業者という章のタイトルに変えまして、米原市第16条第1項の部分から第4項の部分、試案第4条に変えております。「町民の権利と責務」としております。第●条、町民は、法令（条例を含む。以下に同じ）に定められた権利を有するとともに、町政に関し情報を知り、参画する権利を有する。2 町民は法令に定められた義務を有するとともに、環境との調和を図り、町政に参画する場合にあっては、自らの行動に責任をもたなければならない。「参画」などの用語の解説でござ

ざいますが、こういったものも定義の中で説明した方がよいのではないかというふうに思います。あまり行為的に長くするのもお目だるいものでございます。

最後でございます。事業者の権利と責務としております。こちらについても試案から取っております。事業者は前条の権利と義務を有するほか、地域社会の一員として、事業活動において環境との調和を図り、広域的な活動に協力し、健全な事業活動を行う権利と責務を要する。こちらが事業者の権利と責務としています。

ちょっと順番が狂ってしまいまして、大変わかりにくくなったかも知れませんが、議論の内容をまとめたのが、こんなふうに1章を追加した章立てになっております。結果になったのかわかりませんが、ここからよろしくをお願いします。

**○富野委員長** ありがとうございます。詳細に検討していただいて、新しい項目をつけたり、いろいろな整理をしていただいたのですけれども、ちょっとすみません、私聞いていてどういうふうに整理が結局なったのか、ちょっとわからなかったのですけれども。

まずは、第3章の「協働と参画」の中の役割分担については、この米原市の第8条から11条については、これは外してもいいだろうという結論だったんですか。削除していいですか。こういう内容で書く必要はないということでしょうか。

**○山本拓委員** 要するに、まちづくりの役割分担と協働ですか。

**○富野委員長** 一番最初のところですね。米原市の8条から11条については、矢印が書いてあってその先がないので、これは要らないということでしょうか。

**○山本拓委員** 「市民」が「町民」に変わっておりますね。

**○富野委員長** 違うものを見たのですか。これですよ。

**○山本拓委員** これ試案ですかね。

**○富野委員長** ええ、検討結果。

**○山本拓委員** 検討結果？

**○富野委員長** そうですよ。それで、最終的にはまとめてあるのは別にあるのですか。ちょっと、僕自身がよく理解できていないところがあるので。最初、第3章について、米原市の、括弧の中に米原市の8条から11条ありますよね。これ矢印が書いてありますが、矢印の先は何もないということは、これはだから要らないという意味なのですか。

○山本拓委員 そういうわけじゃないです。ほぼちゃんとしたものが、一月前のことでわからなくなっております。

○富野委員長 どうもすみません。ちょっと説明していただくと、つまり、役割分担、協働ということに関して言うと、米原市は「市民の役割、事業者の役割、団体と市の役割」とありますよね。8条から11条、これはそれほど、そういうふうに分ける必要はないんじゃないかというお話なんですね。

○山本拓委員 そうですね。

○富野委員長 と、いうことは、要らないということですね。

○山本拓委員 協働と参画、そうですね、役割分担という部分は要らないということです。

○富野委員長 要らないということですね。

○山本拓委員 そうです。

○富野委員長 それで、その代わりに試案20条、21条を3章に持ってくるということですか。そこら辺がちょっとよくわからなかったんですが。

○山本拓委員 はい、そうです。これはないということですね。第20条・21条で協働のまちづくりで説明しておりますので、役割分担は、協働は要らないということですね。

○富野委員長 それで、試案の第20条・21条を3章に、今回持ち込むという意味ですね。

○山本拓委員 そういうことです。

○富野委員長 そういう意味ですね。

○山本拓委員 はい。

○富野委員長 もうひとつは、「協働」ということについて、ただしこれは定義がないので、定義のところ、第2章でしたか。

○山本拓委員 はい、第2章です。

○富野委員長 ここに新たに「協働」の定義を入れた方がいいんじゃないかと、そういう意味ですね。

○山本拓委員 そうですね。ややこしいことを言いました。第3章のまちづくりの「役割分担および協働」というのは、あくまで米原市の文章は「役割分担」を説明しているので、それは要らないという、それを20条・21条に置き換えるということです。

○富野委員長 ということですね。そういうご意見です。

それから、4章については、これは新しくつくるということで、3章の次に入れたらいいんじゃないかというご提案ですね、まず第1に。

○山本拓委員 そうです。

○富野委員長 そうですね。それで、先ほど最初におっしゃった環境とか調和ということについてはどこに入っているのでしょうか。この中に入っていますか。

一番最初に、自然と伝統の保護のところに、調和ということが、環境と調和が必要ではないかというお話があったんですけども。

○山本拓委員 はいはい、これはもうすべて説明の中です。

○富野委員長 説明の中に入れるということですか。

○山本拓委員 それで進めております。

○富野委員長 ということですか。わかりました。じゃあ、第4章の目標は、人材づくりと子どもの育成と、自然と伝統の保護、この3つからなるということですね、内容は。

○山本拓委員 そうですね。3つになります。

○富野委員長 そうということですね、はい。それで、その次に旧第4章というのが第5章になるんですけども、ただ、第4章自体がもっといろいろな項目がありますよね。試案の方では、町長とか町政運営とか、町長というのは第4章ですね。

○山本拓委員 目次というものが、試案とまったく、米原町を基にした条文とは目次が異

なっております、お預かりした第3章・第4章はまちづくりの協働と情報の共有ということになっておったんですけれども、これに基づいて、米原の方もほか出しで第4章として追加したわけなんですけれども。試案の方の順番にはこだわっておりませんでした。

**○富野委員長** そういう意味ですね。その次にこれを入れたらどうかということですね。町長とか議会とか、そこら辺の項目は、これはどうしちゃうんでしょうか。町政も、それはもとのとおり残していくんですか。

**○山本拓委員** 町政運営ですか。

**○富野委員長** それでは、議会と町長と町政…。

**○山本拓委員** それは、第5章以降のBブロックの検討内容に入りますので、あえて私どもの方では検討しなかったんですけれども。

**○富野委員長** ああ、そうですか。わかりました。じゃあ、それぐらいでいいですね。はい。それで、事業所の権利と責務に入っていくわけですね、情報管理と。情報管理があつて、これが第5章になるということですね。

**○山本拓委員** はい。

**○富野委員長** それについては、3条構成ですね。知る権利と、情報の整備・公開と提供と個人情報の3条の構成になるわけですね。

**○山本拓委員** そうですね。

**○富野委員長** はい。個人情報の保護については、これはいいんですね、3条の方に。それからその次に、権利と責務に関しては、これは1章に出てくるので、町民の権利について、事業者の権利についてということですね。そうすると、これは16条・17条、全部変えるということですね。

**○山本拓委員** そうですね。もう章は丸ごとひっくり返っていますので、この目次の条の名前と全く関係なくなっていますね。試案の方からとっています。

**○富野委員長** ああ、そうですか。

○山本拓委員 章のタイトルは、権利と責務としながら、中身は町民尊重についても触れておりません。

○富野委員長 ああ、そうですか。これは、そうすると、Aグループの検討内容としては、16条・17条は検討していないということになるのですか。それとも、どこか別のところに入れるべきか。

○山本拓委員 ここで書かれるかどうかは、話しておりません。ここの中では必要な項目として、今の内容の分で十分だろうと。

○富野委員長 ということは、これは要らないということではなくて。

○山本拓委員 要らないということです。

○富野委員長 これは要らないということ。

○山本拓委員 町民とその条文がここでは必要ないだろうと。

○富野委員長 それでは16条、17条は要らなくて、その代わりに…

○山本拓委員 試案の方から持ってきた条文を引用したと。

○富野委員長 引用したと、そういうことですね。そうすると、それは町民の権利と責務ということと、事業者の権利と責務とを、2条立てするということですか。

○山本拓委員 そうですね。

○富野委員長 そういうことですね、わかりました。ちょっとそこら辺の整理、ちょっと私、聞いていてうまく理解できなかったの。

○山本拓委員 まとまりがなくて申し訳ございません。

○富野委員長 一応、Aグループでつくっていただいた内容は、こういうことです。それで、Bグループは全部聞いていただいているということにしますか、どうしますか。全部やると大変そうなので、とりあえず、今ご検討いただいた内容で、皆さんで議論いた

だいて、それで、これが一定程度まとまりましたら、次にいってということよろしいでしょうか。

○会場 (はい)

○富野委員長 はい、それではそういうことで、今ご説明いただいたことで、すみません、私、委員長としては十分整理ができてなかったものですから失礼しました。一応、皆さんにお聞きいただいたように、そういうような整理ですので、それを前提として、章立ても少し変わってございますから、ご意見をお願いします。

どうぞ、ご自由に。条文ごとにやっていってもいいのですけれども、それぞれ関連した部分もあるかと思いますので、自由に出していただければと思います、とりあえず。もしなければ各条文で確認していきます、最終的には。よろしいでしょうか。

とりあえず、各条項でやってまいりましょうか。そうしますと、まず第3章の役割分担および協働ですね。これは条文でいうと、試案の方ではどこにあるのですか。

○山本拓委員 順番がずいぶん飛んでいまして。

○富野委員長 そうですね。

○山本拓委員 探さんとあかんのですけれども。20条・21条です。

○富野委員長 役割分担および協働というところで、最初の条項が20条にもっていくということですね。

○山本拓委員 そうです。

○富野委員長 それでいいのですね。わかりました。

そうしますと、第3章は2条構成なのですね。それで、まず、ここでは最初のところを読んでみます。ちょっと条項については、番号は別にします。「協働のまちづくり」が最初に来て、第20条が、数が変わりますけれども、まちづくりには、町民等の愛荘町というまちをよりよくしたいと考えている人はすべて参加すると。これは違うのですか。こちらの案では、町民等のほか愛荘町というまちをよりよくしたいと考えている人はすべて参加(参画)することができる。第2項は、町および町民等は、互いに個性や能力を発揮できるよう尊重し、協働のまちづくりを推進するものとする。これは最初の条項です。

その次の条項が、執行機関は、協働のまちづくりを進めていくために町民等が自立し

て活動するための仕組みや協働のルールを整備し、必要な支援に努めるものとする。第2項は、執行機関は、重要な施策の企画、立案、実行、評価の各段階において、適切な協働の執行を整備しなくてはならない。一応、この2項目ですね、まとめようという案でございます。

この条項でよろしいでしょうか。内容を含めて、文言と内容を含めてです。

ちょっと私、1つ聞きたいのです。「愛荘町というまち」という表現ですけれども、これは何か特に意味があるのですか。「愛荘町を」でなく、「愛荘町というまち」というのは。

○山本拓委員 いえ、こだわりがあるわけではないです。試案の内容をそのまま。

○富野委員長 何か特別な、わざわざこれに使った、何か特にこだわりがあるのかなというふうに思ったんですけれども。普通は「愛荘町を」といいますよね。どちらかといえば。

○細江主監 別に意味はありません。

○富野委員長 どうでしょうか。これはあとに残ってきますので、皆さんが読みやすくてすっと入るほうがよいのかなと。何かありますか。

○山本拓委員 変わりますよね、「愛荘町を」というと。

○富野委員長 それでは、あまり余計な表現を使わない方がいいということで、「愛荘町を」で、もしよろしければ、その方が素直でいいのではないかと。

○山本拓委員 はい。わかりました。

○富野委員長 すみません、こういうつまらんところでも、あとでやっぱり残っている状況ですので、何か気になるところがありましたら、言っていただければと。

これは「人」になっていますよね、事業者や団体はだめなんですか。そもそも協働の定義にかかることなんですけれども、協働というのは、要するに、お役所と町民一人ひとりなのかという問題なのです。つまり「人」なのだということです。協働の相手というのは。そういう意味では、最初の定義のところ議論したらいいんですけれども、定義を付け加えたとしたら。

一般的にいうと、「事業者等」というふうに言うのですけれども、例えば、町内会や自治会なんかは「人」ではありませんよね、あれは事業者でもないですよ、ですから、

事業者や団体ということで、「事業者等」というふうに普通言うのですけれども。そういうところと行政が協力しなければやっていけないというのが確かで、ですから、「人」としてしまうと、どうも協働から抜けちゃうということがあるんですよ。

○**細江主監** 町民等のほか、あとは「人」になっているんです、結局は全部含まれるという意味は意味なんです。

○**富野委員長** それでは、「人」にしちゃうと、そうはいかないと思います。なぜかと言うと、定義がありますから。

○**細江総務主監** そうですね、前の定義の関係で。

○**富野委員長** 定義の関係で書かないといけません。

○**山本拓委員** 定義するのは難しいですね。「町民等」というものを定義されたものをする、これは、より良くしたいと考えているけれども、そこに定義されないものという意味の「人」かなと私は考えていたんです。

○**富野委員長** ただ、「人」という言葉自体が問題なんですよ。

○**山本拓委員** 言葉自体ですか。そうすると。

○**富野委員長** 「人」だと、要するに、それこそ人であって、団体や事業者は関係なくなっちゃうのです。

○**山本拓委員** そうすると、あえて、定義した方がよいということですか。

○**富野委員長** もちろん、町内会や自治会も当然入ってくると考えるならば、併記しなければいけないですね。それは「人」ではありませんから。

○**山本拓委員** なるほど。

○**富野委員長** 普通の「事業者等」というのは、法人であるかないかを問わずに言いますよね。「町民」という言葉で「人」という言葉と、あるいは「住民」という言葉といろいろあるのですけれども、それはそれぞれ定義しないとイケないですね。

第2条で定義された内容でそれぞれの言葉を使わなくてはいけないので、そうしない

と解釈に混乱が出てしまう。そういう意味では、定義した以上、その言葉を使わなければならない。

「人」という言葉を使った場合は、その定義にあてはまらない人も入るのですよという意味はおっしゃったとおりでいいですよ。あとは事業者とか団体をどうするかです。含まなくていいのですかと聞いているんです、逆に。

○山本拓委員 やっぱり含む必要があると思いますね。

○富野委員長 そうすると、やっぱりそれなりの表現をしないと。

一般的にやるのは「事業者等」というふうにして、事業者等の中には団体も含まれるということで、例えば、町内会・自治会とか、あるいは任意の婦人会であるとか、いろいろなものがありますよね。ああいうところも一緒に入れちゃうということもあるんですけれども。ただし、その場合は事業者の、これは事業者という定義だけですよ。

○山本拓委員 それはそうです。

○富野委員長 それは説明の方に事業者ということと、事業者の中身は何なのかということですね。要するに団体も含まれるのかということですね。「事業者」だけ書いておくと、団体が含まれないわけです。

○山本拓委員 「事業者等」と、もし書いた場合には、定義の中で町内の事業所みたいに限定されていますので、町外の事業所が入れなくなってしまいます。要は定義されない人のことを言っていると思うので、町内に限定された文言を入れてしまうと、かえって意味が通じなくなってしまう。ここをあえて「人」ではないということにするのなら、「主体」とか、ほかの漠然とした言い方に変える必要があるのではないのでしょうか。

○富野委員長 ただ、協働というものを町外のところも含めて考えるのかという問題もあるんです、逆に言うと。つまり、一緒に働くということ、例えば、住民の皆さんや、あるいは町に関係のある方々、そういう方はいいんですけれども、関係ない人まで協働に入ってくるのかということなんですよね。

当然のことながら、例えば、町民といった場合は、ここに通学者とかそういう人も入ってきますよ。単なる住民じゃありませんよということが定義してあるので、つまり、町に関係したり関与する、若い人たちのことですよ。事業者もそういうふうにしていただけるといいと思うのです。町内の事業者なのか、あるいは町に関係をもつ事業者ということですね。そういうふうに広げておけば、そもそも事業者扱いなのですよ。

ちょっと、そこら辺は基本的なところなので、ちゃんと整理しておいた方がいいと思

いますね。定義をつくる時に、それは後ろの方からまた考え直して、定義でちょっといじるということはあり得ますから。少なくともここは「人」だけではまずいと思います。

だから、1つ方法としては、「町民」として町内に在住・在勤または在通するものをいう、ということを書いてあるわけですね。「事業者等」を町内で事業活動を行うものをいうと、ということは、外の事業者は関係あるかどうかなんです。事業活動もやっていなくて、どうですか。

○山本拓委員 そうですね、あくまで思いは、要は誰でも参加できるということは、ちょっと定義として言いたいわけです。

○富野委員長 それでは考え難いのは、彦根の事業者が町に全然関係ないのに協働ということをやらなければいけないわけです。彦根の事業者が町で開発するからとか、そういう場合、要するに町に関係した事業者なんですよね。町内において事業を行う者というふうにすれば、それはまさに関係あるので、当然、協働の枠内に入ってきますよということと言えるのですけれども。あえて、関係ないところを入れる必要があるのかということなんですけれども、協働とかそういう部分で。やはり、利害関係があるからこそ協働ということがあるんじゃないかということなんです、なんらかの。

○山本拓委員 思いのほか難しいですね。

○富野委員長 難しいというか、整理をしなくちゃいけないということですね。情報公開なんかは逆に、「何人たりとも」という条文を入れる時に、この規定では、要するに町民に対してと言っているのですけれども、実際、情報公開の条例をつくる時には、その辺を広げるということはある得ます。ここに書いてあるから、そこで制御してしまうということはないので。ちょっと、そこがひっかかりました。

ですから、私の提案から言うと、「町民」という言葉と「事業者」を、そのままストレートに使っていった場合に問題があるかどうかなんです。私は問題あるんじゃないかと思うのです。つまり、それを拡張して運用することは別に構わないですよ。そこだけで限定しなければいけないという条項ではないわけです。少なくとも、町民や事業者、つまりこの町に利害関係のある人は、こうしなければいけませんよという見方でいいのであって、運用上はですね。広げるということについては、それを援用すればいいじゃないですか。そういう意味では、あまり、実際そこまで机上で書かなくても、事実上、例えば、町の出身者で東京にいるとか、一緒に町で何かやりたいという時に、別にそれを拒むという条項でないわけです。

○山本拓委員 そうですね。

○**富野委員長** だから、わざわざそこまで広げなくても、自然にそれは入ってきちゃうんですね。何かやろうとすれば、当然利害関係が生じるわけですから、そういう意味では利害関係があるということが前提として考えれば、何も関係ないのに協働なんてあり得ないじゃないですか。

○**山本拓委員** あえて書く必要はないと。

○**富野委員長** そういう考え方も整理してもいいんです。そうすると、町民及び事業者ということで済んでしまうんです。

こういう条例とか法令の読み方は、制限的に運用しなければいけない条項なのか、それとも、基本がこうであって、それ以外に延長できる規定であるのかというのは、一応読み方とか運営の仕方がありますから、それはそれでどちらとも、どういうふうに運用するかということです。私は、だから特に「事業者」と書いてあっても事実上の運用には全く問題がないと思うのですけれども。町民および事業者以外は協働してはいけませんと、もし書いてあったとしても、何か町と一緒にやろうとすれば、それは利害関係が生じてしまうわけですから、入ってきちゃうんです、事実上。他の人は全然手をつけないで下さい、このまちに。という意味で運営するわけじゃないんでしょう。鎖国しますという条項じゃないわけですから、それはいいんじゃないですかね。

○**山本拓委員** そうすると、条文で、第1項で言いたいことが、あえて書かなくてもよいということでしたら、条文自体必要なくなるということですか。

○**富野委員長** いえいえ、町と町民とは互いに、そうですね、まちづくりは、第1章の第1項ですよ

○**山本拓委員** 第1項は要らなくなってしまう。

○**富野委員長** 要りませんね。だから、むしろ、2項の方ですね、町および町民および事業者等は、あるいは町民等の中に説明として事業者が入るんですよと書くか。それでも済んでしまう。そういうふうに理解すればですね。

○**山本拓委員** そういうことですよ。町民等…。

○**富野委員長** だから、簡単に「町民等」と書いて、説明の部分で「事業者も含む」と書くか、あえて明確にするために、「町、町民および事業者等」と書くか、それだけの違い

だと思うのです。

○山本拓委員 その第1項を消してしまって、第2項を第1項として。

○富野委員長 特に何か問題をお感じにならなければ、それでもよろしいんじゃないかなと私も提案します。

どうでしょう。せっかく相談した内容ですので、あまりいじくりたくないんですけども、どうでしょう。

○山本拓委員 ほかの方のご意見を伺いたいですね。

○富野委員長 じゃあ、これちょっと結論はここで出さないで、あとでもう1回整理していただいていいのですけれども、そうしましょうか。あんまりこれで時間をとつても前に進みませんので、これは意見が出ましたということで、再度、保留点としてはご意見させていただきます。

それで、第2項の方の2番目の条項の方ですけれども、これについていかがでしょうか。要するに、執行機関、「町」を「執行機関」に変えたということですね。これ本当に議会は要らないんですか。これはどうでしょうか。議会は関係ないんですかね。

要は、二元代表者制ですよ、町とか。首長さんがいて、議会がいますよね。この2つの機関がお互いに協力しあってまちづくりを進めるというのが地方自治の基本の仕組みですよ。そうすると、執行機関だけでこれをやればいいということになるんですかということ。ただ執行機関が出してきた条例案とか予算とかありますよね、支援するための、それに議会は関係なく切ったりしていいのかということになりますよね。だから議会の方はやはりちょっと絞らないといけないのではないかな、そういう意味では。当然「そういうのが出てきたら、ちゃんとやってくださいね」では、まずいんですか。

○山本拓委員 この議論では、この文章には、議会を含めるのは似合わない。

○富野委員長 なぜ、似合わないのですか。

○山本拓委員 やはり、施策の実行などでは、ここに書いてありますように、制限があるので、執行機関と同じようには動けない。それをあえて進めていくために、ルールを整備し、などという中に議会を含めてくるのはまずいだらうということで、外したということ。

○富野委員長 そうですか。第1項目と第2項目は違うということですね。第2項目は執

行機関ですね。これは全部執行上の問題ですから。第1項目は仕組みづくり全体の問題ですから、これはちょっと、議会が関与しなければいけないじゃないかなというふうに思います。執行機関が勝手にやるということはいかないんですよ、実は、これみると。

○山本拓委員 企画の実行となりますと、それは執行機関の。

○富野委員長 ですから、第2項目は「執行機関」でいいじゃないかと思いました。第1項目は、枠組みや仕組みづくりですから、これは町全体で議会も含めてやらなければいけないことじゃないんでしょうかね。

確かに、2項目は事業の執行に関することですよ。これはこれでいいと思います。

○山本拓委員 難しいですね。

○藤田委員 難しいですね。例えば企画・立案を議会が入る時もある、入らない時もあるということですね。

○富野委員長 そうですね。

○藤田委員 その辺を協働でというと、ちょっと何か合わないような…気がするんですけども。

○富野委員長 そうですね。ですから、第2項目は、当然、執行機関が責任を持ってやらなきゃいけないので、その中に議会が入っていただくかどうかとか、執行機関と議会との調整でいいと思うのです。ただども、第1項目はそうじゃないと思います。これは、議会が関与しなくていいということはないと思います。

○藤田委員 一般的にチェック機関ですけども、やはり町のまちづくりには参画しなければだめだということですか。

○富野委員長 それはそうですね。

○藤田委員 その辺…。

○富野委員長 例えば、総合計画をつくる時に、執行機関だけでつくるのではなくて、やはり全体の枠組みづくりは議会がちゃんと承認するということがあるわけですから、それと同じことですよ。

それともう1つ、ちょっと、この文については、第1項目については、議会も一定程度そういう方向でやってくださいねということにはいかないと思うのですね。少し役割をきちんと分けたほうがよろしいかと思えますね。第1項と第2項の。ですから、私の提案としては、第1項目は「町が」として、第2項目は「執行機関」とした方が、より役割分担が明確になると思えます。すみません、学者の考え方で皆さんにはご迷惑おかけします。ちょっと、これは、続いて。

○山本拓委員 これはでも、いんじゃないでしょうか。今の先生のご意見で。

○富野委員長 よろしいですか。

○山本拓委員 あえてここで、グループの中で「町」を「執行機関」に置き換えたのは先の理由ですから、それが不要ないということでしたら、これは元の「町」というのに戻るのが自然かと思えます。

○富野委員長 第2項は「執行機関」でいいですよ。すみません、今のを踏まえて、じゃ、これについては、第1項目は「町」に戻させていただいて、第2項目は「執行機関」ということで、役割を明確にするということ、やっぱり二元代表制における役割もありますので、ちょっとそこはそうさせていただきます。ほかにご意見ありますか、この件について。じゃ、一応そこで打ち切らせていただきます。

第4章の「持続的発展」です。これは新設でございますので、皆さん、それぞれ理解願います。最初、条項ですね。人材づくりについて、いかがでしょうか。これは原案の方にも別の条文に入っていますけれども。特にご意見がなければ、一応これを前提とするということで、少し時間をかけましょうか。

○山本雅委員 今ここに「町民」という言葉と「住民」とか、前の話では、「町民」と言ったら住民も、町で働く人、町で学ぶ人、みんな含めるという見方ですね。こちらの方が広いですね。

○富野委員長 そういうことですね。

○山本雅委員 はい、以上です。

○富野委員長 一応、そういう確認ということで、この条文については。つくられたコメント自体は、一応両方このままでいいということでもよろしいですね。

○会場 (はい)

○富野委員長 では、試案第23条の「子どもの育成」についてはいかがでしょうか。これにもいくつかコメントがついてありますので、それを含めてご意見いただければと思います。

1つ、子どもの「健全な」という表現があるんですね。この健全なという意味が、少し引っかかる場所があるのです、実は。けれども、別にそういう意味で使っていらっしゃるのではないと思うのですけれども。例えば、ハンディキャップのある人とか、病気を持っている人とか、そういう人から見ると「健全な」という部分はちょっと引っかかると思うのです。そういう意味では「のびのびとした」とか、そういうような言葉の方がより良い。実はこの条例を持って、対応性の尊重という部分もあろうかと思しますので、いろいろな人たちが、それぞれの個性を生かして伸びていくと考えると、「健全な」という言葉だけ少し引っかかる部分があるんですね。そういう意味で、ちょっとこのあたりは表現を考えていただけるとよろしいかと思えます。「健全」って、すぐみんな使うのですけれども、ちょっと引っかかる人たちがいるんです、実は。

○細江主監 普通使いますが、こういう場合だとどうかなと思います。

○富野委員長 これは、先の未来のことも含めてのことですから、こういう言葉はいつまでも使われるとは限らないわけですよ。そこをちゃんと見通しながら、十分な案を言葉をここは使ってもいいんじゃないかという気もあるんですね。

○山本拓委員 ここはオリジナルなので、ほかのは参考になりませんので、非常に愛荘町らしさを出さなければいけないところかと思ひまして。

○富野委員長 それなら、「のびのびと」とか、何かそういうのが発展性があるような言葉でいいような気がするのですけれども。あるいは、「個性を生かしてのびのびと」とか、やっぱり個性があって、しかも、みんなでのびのびとつながっていけるような、本当はいい意味ですね、「個性」を入れるかどうかは別ですけれども。個性もいろいろと解釈できますから。「のびのびと」がいいかもしれません。「子どもたちののびのびとした育成に積極的に」と、そういうことでどうでしょうか。それじゃ、これは少しそういう表現に改めさせていただきます。23条については、それにします。

新しい項目としては自然と伝統の保護ということですね、これは全く新しいことで、一生懸命考えていただいたものですので、これについていかがでしょうか。はいどうぞ。

○細江主監 この自然と伝統の保護の第4項のところなんですけれども、一番下りに、「保

護をしなければならない」と、これは努力規定になっていない。これはどんなご意見だったのかなど。

○富野委員長 ちょっと説明していただけますか。

○山本拓委員 基にしましたのが、滋賀県の景観条例、ほかにもお持ちの所がたくさんあるんですけども、そういった景観条例から抜粋して文章に取り寄せたわけなんです。「努めなければならない」という、かなり限定的に使っているという意識はなかったの、個別条例からとったということで努力規定かなど、勝手に解釈しておったんですけども。もし表現が厳しいようでしたら、これについても議論をしていただきたいと思えます。

○富野委員長 この条文の元々の解釈の持ち方としては、指定された文化資産なんですね。保護しなければならないという意味では。我々、町で考えても、指定されたものだけを考えるかどうかということが問題なんです。

そういう意味では、やはり歴史や伝統を理解し、そしてそれを伝えていくための、町が町にある文化的な、むしろ文化的資産ですよ、とすると「保護しなくてはならない」という強い規定にはならないです。だから、「文化資産」を「文化的資産」というと、より明確になると思うのですけれども、文化資産でもいいのですけれども、そこはやはり、努力規定にしておいた方が本当かなと思いますね。

町指定の文化財とかそういうものであれば、確かに「しなければならない」でいいのですけども、限定されますから。その点はどうでしょうかね。そういう議論は。

本当の考えから言えば、特に理由がないならば、ここらあたりは努力規定の方が、特に事業者的にしばられるということはないですから。そうなるときついですがね事業所だけだと。もし義務規定にするのだったら、事業者以外の町民の皆さんや、そこについてはみんな同じようにしないとまずいですよね。

○山本拓委員 町民も努めなければならないと書いていますけれどもね。

○富野委員長 そうですよ。ただ事業者は、特にいじめます。と書いてあります。それならいいんですけども。

○山本拓委員 そういう町です。

○富野委員長 揃えるのが本当なんじゃないでしょうか。表現として。

○**山本拓委員** 第1項の「努めるものとする」という表現が努力規定という解釈でよろしいでしょうか。

○**富野委員長** いや、下の方も同じですよ。ね。「努めるものとする」の方が、むしろゆるいのじゃないですか。「努めなければならない」というのは、努める義務があるという意味ですから。「努めるものとする」というのは、一般的にいうと努めるものなんですよと、だから、罰則までつけませんよと、こういうものですよ。ね。

○**山本拓委員** では、もう第1項の「努めるものとする」を、すべての項に置き換えて使ってくださいと。

○**富野委員長** そこまでゆるめていいのですか、逆に。「努めるものとする」と、たぶん、条例化は難しいと思います。つまり、かなりきつい、一部はきちんとこういうところを守ってもらうために、そういうことを言うためには、条例をつくるということになりますよね。条例をつくるということになれば、単にそれよりも落とすというのは、むしろに受けた条例にならないですよ。ね。条例をつくるということが全くないということであれば、そのあたりは、この町はかなりゆるい規定でいいんですよということになるわけですね。

でも今、文化財保護条例があるんじゃないですか。ありませんか。この町は。

○**山本拓委員** 確か、調べていたら、あったと思うのですけれども。

○**富野委員長** 確かあるはずですよ。ね。

○**山本拓委員** 景観形成は滋賀県しかなかったと思う。町にはなかったと思いますけれども。文化財保護条例はあったと思う。環境は町にはないですね。

○**富野委員長** やはり、「努めなければならない」ということになると、条例化というのが前提なわけですよ。そこら辺は文章のつくり方で、必ずしも、条例と同一になったら言いませんけれども、やはりそれはどういうルールでやるのですかということになりますから、基本的には条例化ということになりますよね。こういう表現を使えば。そこら辺はちょっと考えながら整理していただくといいのですけれども。

○**山本雅委員** ここの一番上の、ナンバーでいうと1番になりますよね、そのところの文章で、あとの下の2・3・4とは、ほぼ同じことが最初に出ているのと違うかなというように思うのです。あえて、この文章でいきますと、「まちづくりの参画にあたり」と

いう、この文章も要るかなと。「事業者等および町は、豊かで美しい自然と」という形にもっていった方が、よくないかなと。

○**富野委員長** 私もそれを言おうと思った。これはまちづくり条例なので、それを書く必要はなくて、全体の枠組みがこれなんですね。要するに、特別な理由があって、これが入れなければいけないということもあるでしょうし、特別に熱い思い入れがあれば。

○**山本拓委員** それはそうでないですね。目的はタイトルのとおりなんで、必要ないですね。

○**富野委員長** そうなんです。今のご意見は、要するに、各項については、すべて「努めなければならない」と統一したらどうかというご意見ですね。ただ、この条文の全体の構成は、まず「自然と自然環境の景観の保護」、これを全体としてまずとらえて、その中で、第1項の方は「事業者」、事業活動ですね。第2項の方が「町民および町」ですので、そういう意味では「まちづくりの参画」と書いちゃうと、これは実は2も3も要らないということなんですね、あらゆることですから。「まちづくりへの参画」ということを外せば、少し具体的に、そういう事業者という形で書いてもいいかなと。あまり、そこはこだわらなくていい部分ですね。念を入れて書いた言葉でいいです。

ただし、念を入れないのだったら、最初の条項だけ残すのだったら、「大いに努める」ものではなくて「努めなければならない」ということになりますけれどもね。どっちにしる、活動支援が入っていますから、残しておいてもいいのかなという、せっかく考えていただいたもので、どうでしょう。

○**細江主監** 町の文化財保護条例はあるんです。ちょっとだけちょっと紹介させていただくと、「この文化財保護条例は、文化財保護法、それから滋賀県の文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で重要なものについて、保存・活用のために必要な措置を講じ」というような法的なことです。その3条に町民の心構えというのが書いていまして、「この条例の規定に基づく措置に誠実に協力をしなければならない」、あるいは「文化財が貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけ公開するなど、その文化的活用努めなければならない」と。

○**富野委員長** だいたいそんな感じですよ。やはり、町の条例全体の用語の使い方で、整合性を持たせて書くということの方がいいんじゃないでしょうか。それは、もちろん条例審査というところでやってくださることですから、ただ基本的に考えたとして、「ものとする」規定と「しなければならない」「ねばならない」という規定と使い分けがありますので、それをちょっとこちらでも意識して書いた方がいいと思います。

あえて、そういう意味で言えば、最初の条項については「努めるものとする」、全般的なことでもいいと思います。2項・3項をあえて付け加えるのだったら、やっぱり「努めなければならない」規定の方がよろしいかなと。

○山本拓委員 この3項は歴史文化で、2項の自然環境と違う条文なんです。

○富野委員長 ですから、それはどちらも「努めなければならない」でも別に構わないと思いますけども。何しろ、もう景観条例もできていますし、景観法もできていますし、文化財保護法と並行的に色んなことを決められますから、それはそれでも大丈夫だと思います。

それで、最後、まちづくりの参画にあたりというのは、もし下まで入れるのだったら、別にここまで入念に書く必要はなくて、つまり、具体的な活動について下を書いてありますから、これは外してもよろしいかなというふうに思います。できるだけシンプルにしておいた方がいいかも知れません。あえて、書かなければいけない理由があれば別です。

これは、なかなか新しい規定ですね。しっかりと書いていただいたので大変よかったですと思っていますけれども、新しい景観法と、そこでも対応できるということですので、どうでしょうか。これを付け加えるという自体については特に問題ないかと思いますが、今のまとめ方でほしいですか。よろしいか。あるいはもう1回、持ち帰ってもらいますか。

○山本拓委員 いやいや。

○富野委員長 やっぱり、皆さんに納得していただかないと、どうでしょう。いかがでしょう。グループ長どうしますか。ちょっと、それは事務局の方で整理してもらえますか。こちらでいろいろやるより、その方がいいかもしれません。じゃあ、そういうことでもいいですか。

○山本拓委員 はい。

○富野委員長 じゃあ、そうさせていただきます。

その次に「情報管理・情報共有」ですね。これについては「知る権利」と、それから「情報の整備と公開」と、それから「個人情報」、この3項目です。どうでしょうか。

ここで「知る権利」を記述するかどうかという議論があったということですね。結論的には書いてもいいということですか。

○山本拓委員 そうですね。

○富野委員長 これについてご意見があれば。最近は当然ということになっていますから、いいんじゃないですかね。

じゃあ、これは、まず「知る権利」の方は一応こういうことで。「情報整理と公開」についてはどうでしょうか。

この第2項は少し引っかかっているんですけども、これは「努めなければならない」というような強い規定なんでしょうか。要するに、町が提供する、これはどちらかというところと非常にちゃんとやらなければいけませんね。ただし、積極的に提供し合うということになると、どうなんだろうね。別に「努めなければならない」という規定が悪いと言っているのではなくて、少し強めにしておきたいなという気持ちがあれば、それはそれでいいと思いますけれども。それでよろしいですか。

具体的に、町民の皆さんはそれぞれについて努めなければならないということであれば、何してるのっていう話がありますよね。今、町の方は情報公開条例を持っていますか。

○細江主監 はい。

○富野委員長 そこに、この提供については、住民に対する何か規定がありますか。もしないと、これがあると、条例改正をやらなきゃいけないのですよね。あつてやってもいいんですけども、もちろん必要あれば。

たぶん、町の方の責務としては入っているけれども、住民、事業者については、そういう規定が入っていないじゃないですか。ですから、新たにこれを入れると、当然それで条例修正になりますので。

○細江主監 ちょっと、これは「情報の共有」というところ辺の関係で強くなったような。

○富野委員長 もちろん、それは悪い意味じゃないんです。

○山本拓委員 別にここだけアグレッシブに書いたわけではありません。

○山本拓委員 私は素直に、町は、町民および事業者による知る権利を保障するため、もうそのまま素直に情報の共有に努めなければならない。

○富野委員長 これはいいです。

○山本拓委員 もう、それだけの文章で、そこへ適切な時期、適切な方法とかいう言葉はいらんかなというふうに思いますね。

○富野委員長 2項目もですか。

○山本拓委員 2項目は、これは私は要らないと思います。

○富野委員長 これをいれた主旨は、どういう主旨なんでしょうか。共有という観点からすると、町だけじゃないということですか。

○山本拓委員 そうです。ここは町のことばかり書いてあるので、こういうところのバランスがよくなるという意味合いです。

○富野委員長 具体的に、どういうふうな、何かイメージありますか。町民の皆さんが情報を提供すると。

○山本拓委員 情報は町だけが持っているものではないというふうに思います。

○富野委員長 それは町中情報ですね。

○山本拓委員 そうですね。

○富野委員長 そうすると。

○山本拓委員 そうすると、まちづくりに参画するものとしては、同じ主体ですから、それを共有するという部分の意味合いの文言があってもよからうということですが。

○富野委員長 「互いに情報を共有するものとする」ではいけないのですか。

○山本拓委員 もちろん、それが主旨です。互いに情報を共有するというのが。

○富野委員長 「努めなければならない」と書いてあるんですが、何か具体的にやらなきゃいけないことを想定されているのかなと思ったんです。

こういう条例の文言って、やはりそれぞれの表現について、何を具体的に想定しているかということを説明できないといけませんね。できれば、例えば、「努めなければな

らない」と言った時に、じゃ具体的に何をか、1つでも2つでも言っていただければ、そのイメージがあるんですけれども。

○山本拓委員　そうですが、皆で議論した内容と言えども、まだ不完全なものですので、もう赤ペン入れていただくのがよろしいかと。

○富野委員長　これは、ちょっと。これは持ち帰ってもらってもいいですね。議論されていないようですから。

○山本拓委員　議論と言いましても…。

○細江主監　これはやっぱり、例えば、地域に埋れた情報を出して提供して欲しいということなんです。

○山本拓委員　主旨はそうです。お互いに持っている情報を提供し合うというのは、自治会にも情報はありますし、個人についても、参画する以上は自分が持っている情報を提供していただくということが必要になるかということ、スローガンのように書いてあるものですので、「するものとする」、「努めなければならない」、そこに特段の議論があったわけではございません。

○富野委員長　こういうことは、できれば、あまり具体的でなければ「ものとする」規定の方がいいと思います。

○山本拓委員　ああ、そうですか。

○富野委員長　積極的に提供し合うという、要するに、条例の中に「積極的な」と書くと、どういうことかと言うと、実は問題なのです。そういう意味では、ちょっと単に「ものとする」だけでは物足りないというのであれば、積極的にを入れて、あえていいじゃないかというぐらいの感じですよ。すみません、そこであんまり時間を取りたくないんで、じゃ、ちょっとこれは「ならない」規定ではなくて「ものとする」くらいでどうかなと思います。

先ほど、山本雅委員から、「適正な時期、適正な方法で」ということについては、どうでしょうか。これは全国各地の条例を見ると、書いてある方がえらい多いですね。書いてないところもちょっとあります。だいたい行政が情報を提供する時に、必ずしも適切な時期、適切な方法でやっていないという意識が住民の皆さんにけっこうあって、あえてそうしなさいと念入りに書いてある場合があるんです。

○**山本拓委員** もう1つは、求めに応じて公開する、要は前から言っているのですが、公開ではあかんと、共有やということですから、共有と公開が明らかに違うところは、いつ何時でも見ようと思ったら、その情報は常にそこに開かれてありますよというのは、もう共有ですからね。要望があって、はじめてそこからそれに対して行動をとっているのは共有とは呼ばないという考えですから、求めに応じて情報を公開しなければならないというのは、共有という言葉の主旨とは合わないかんというふうに私は思っています。

○**富野委員長** ああ、そうですか。これはどうですかね。皆さん、どうでしょう。ちょっと私が市長をやっている時に、情報の公開と提供というのがありますよね、共有とはどうなのかと考えた時に、実は行政の持っている膨大な情報をどうやって共有したらいいかと思って、すごく悩んだんです。

結局、住民の皆さんの側から積極的に言っていただかないと、行政は適当に選んで公開したり提供していくと、結局全体的に必要なことができないんじゃないかとかわかったんですね。そういう意味では、やはり求められた時に積極的に出していくという、そういうことが情報の共有には実は大変大事なんじゃないかと思っています。

○**山本拓委員** それは大事だと思うのです。前提として、もう常にいつもでも見られる状態にありますよと。それがインターネット等でいつでも見られる環境にある人もいれば、そうでない人もおられるわけで、そうでない人が知りたいと言った時は、当然ここに書いてあるように、公開しますよと。別の方法で。閲覧できるようにせんとあかんというのは当然のことだと思います。

また、前提として、いつ何時でも、それこそ夜中であってもインターネット上でパッと何か見ようと思ったら、常に24時間見られますという体制がまずありきが第1と違うかなと。

○**富野委員長** これについてどうでしょう。それは実はあんまり現実的ではないのですよ、実は。どうでしょうか。ちょっと、もしそれについて、僕は僕の考えなんですけれども、もし行政の方で何かお考えがあったら。

要するに、行政の持っているすべての情報をインターネットに載せられるかということです。あの膨大な情報を。

○**山本雅委員** ただ、本当の細かいところまで全部というのは無理です。ある面、題目的なところですね。さらにそれについての詳細を知りたいという時は、今言ったように、この詳細を知りたいんやと。

○富野委員長 そういう主旨だと、やっぱり求めに応じて情報を公開した方がいいんですよ。

○山本雅委員 そうですね。求めるわけですから。

○富野委員長 そういう意味では、もちろん、今おっしゃっているように、できるだけ、できる範囲で情報提供すると、全体像を。それと同時に、そこを詳しく知りたいとか、そういうことについては、求めがあった時にちゃんと対応しないと、結局不満なところの状態になっちゃうというところがあって、これはむしろ入れておいていただいた方が、私の実体験からすると、やっぱり行政はなかなか難しいのですね、全部をそういうふうにするというのは。と思いますので、もしよろしければ、この部分はちょっと残しておいていただきたいと思うのですけれども。

じゃあ、適切な時期、適切な方法、どうしましょうか。これは念入り規定です。だからなくてもいいんです、本当に。

○山本雅委員 じゃ、残すことにいたしましょう。

○富野委員長 そうしますか。

○山本雅委員 はい。

○富野委員長 じゃ、そういうことにしましょう。

議会の関係はどうでしょうか。この規定でよろしいですか。

ご意見がなければ進めます。個人情報の方です。この部分はどうするか。これは、だいたい個人情報保護法の規定に則った表現ですよ。だけど、これで済むんですかと聞きたいですね。

例えば、災害情報の問題とか、それから町内会でもっている個人情報が、あるいは行政が町内会で提供する時に、とにかく個人情報保護法だから渡せませんと言っているわけですね、あれは大問題になっているわけです。この規定だけを読んでいると、たぶん片っ端からできないみたいなものですよ。これで書きちゃうと、基本的に行政は個人情報は一切出さないという安全性にいつちゃうわけです。それでよければいいんですけれども。

○山本拓委員 個人情報保護条例に開示の話も乗っているんで、ここで書く必要がないと思いますね。そうきつい文章だと思わないんですけれども。

○**富野委員長** 実際は、保護法も法律はそんなにきついんじゃないですけども、運用の問題ですね。一切出さないという方向で、自治体がやりがちなんです。

○**山本拓委員** 一切出さないとは言ってないですよ、個人に関する情報を出さないということ。

○**富野委員長** 個人に関する情報、例えば、町内会に個人の住所・氏名とか渡すとかあるでしょう。あるいはハンディキャップを持っている人の情報を、災害時に備えて町内会に渡しておくということはまさにそうなんですよね。あれは個人情報です。

そういうような場合のことを想定すると、この規定だけでいいのかなど。実はそこが今大問題になっているわけですよ。特に防災情報、危険情報ですね。だから、それが、法律自体はそんなにしほりを期待しているわけじゃないのに、今現状で、まったくこういうのを出さないということになってしまっているわけで。

○**山本拓委員** これは誤った運用をされているために、そういう齟齬が起きている事案であると思うので。

○**富野委員長** 愛荘町はだいじょうぶですか。

○**山本拓委員** 今のところは。

○**山本拓委員** 災害情報という話になりますと、まだこれからの議論になると思うんですけども。

○**富野委員長** 別に皆さん、不自由を感じなければいいのですけれども。よくPTAの活動とか町内会の活動で、とにかく行政の個人の情報を出してくれないと。それは特に問題がなければいいです。

○**山本雅委員** 確かに、今おっしゃったようなことは起こっていますよね。

○**富野委員長** これは、一般にはこういうことがどこの自治体にも書いてあるんです。これは法の主旨そのものですから、別に何も文句つけるものはないんです。ただ、実際に運用上でいろいろな問題がおきていて、実は厚生省なんかも非常にこれをどうしようかと今検討をしていますよね、そのという意味で。

○**細江主監** 実際は自治会でもいろいろもう怒られていますけれども、「何でや」と言われ

ていますけれども。「これは公開できません」ということで一切、個人情報を出していませんので、「うちの自治会に誰が入って来られるかわからへん」というふうに怒られているんですけども。

○**富野委員長** 自治会はそうらしいです。ハンディキャップの人なんか、例えば、目の障がいがある方とかいろいろあります。そういう時に、町内会単位で、何か起きた時にやらなければいけないことが出てきてしまうんですね。

○**細江主監** 民生委員さんに把握していただくようなことでお願いしているところです。

○**富野委員長** ですから、そこら辺はこの町の姿勢として、今もできているか、住民の皆さんのそれぞれ納得しているのか。それでいいんですかということです。

○**細江主監** 特に言われると難しいことなんですけれども。

○**山本雅委員** プライバシーの保護と個人情報の保護とをごちゃ混ぜにしているからあかんのであって、やりたいのはプライバシーの方なんです。ずばり言って。町内会とか、隣近所だったらプライバシーのこともある程度、特に私のところもそうですけれども、近所に一人暮らしのお年寄りがいたら、その人にもしあつたら、どこに電話したら息子さんに連絡が取れるのかという、最低限こっちも知っておかないと連絡とれないようになるんです。そういうことまで全部個人情報だと言って教えませんとなると、共同生活はやっていけないというふうに思うのです。これは皆さんも同じだと思いますよ。だから、まだ今日のままで決定させるのでないの、プライバシーの保護とかいうような、プライバシーに関するものは保護しますよというような形を1回検討してみてもいいのと違いますかね。

○**富野委員長** それもあるのですが、むしろ、プライバシーの保護という形で書くのか、それとも、例えば地域活動とか地域の共益的な活動については、その情報の適切な運用、この場合は「管理」としか書いていないのですが、「運用」ですね。これは配慮することができるかどうかです。

○**細江主監** 一人暮らしの老人とか、そういう情報ですね。そういうものについては配慮できるかどうかですね。

○**富野委員長** 配慮ができるかどうか。あるいは、そういうことを書くことがいいのかどうか、ちょっと今の法律と、

○**細江主監** 難しいんです。

○**富野委員長** いや難しくはないんです、できるんです、実は。できるんだけど、それをあえて書くことで。

○**細江主監** 国から運用の文書が来ているんですけども、曖昧な表現しかしていません。

○**富野委員長** そうでしょう。ということは、ものすごく運用なのですよ。

○**藤田委員** 逆のことを考えると、個人情報を出して欲しい人も止めてしまいますということになるんです、逆に。結局、その人の都合、都合でプライバシーなんです。個人情報なんです。その辺が難しいんですよ。何もかも隠せということではないんですよ。

○**富野委員長** だから、要するに一般的にこうだと言うのじゃなくて、やっぱり地域での共益とか、そういうのが目的をまず明確にして、その場合の運用については配慮できるんだという、そういうのが必要だと思うんですが。

○**藤田委員** それ今、山本雅委員がおっしゃったように、やはり自治会は困りますよ。場所によってはちゃんと地図があって書いています。所によっては絶対教えないところもあるし、もうばらばらなんです。

○**富野委員長** 町内の立て看板、皆さんの名前全部書いてある、あれはちょっとね、さすがにどうかなと思いますが。

○**藤田委員** あれはおかしいですね。やっぱりこういうことは一度きちんと整理しないといかんですよ。

○**富野委員長** ちょっとこれは、今ここで結論を出すのは難しいですから、ちょっと論点として、少しプライバシーのことで書くのか、あるいは地域の共益的な活動についての配慮事項として書くのかを含めて検討ですね。

○**細江主監** 自治会についても、個人の方が、例えば、役場へ転入届に来られる。本来ですと自治会長のところに行ってほしいですけども。断られる方もおられます。一概に自治会の場合は良いかということも言えない難しいところがあるんです。

○**富野委員長** つまり、共益的な活動というのは、定義しなければいけないんですけども、そういうことも含めて、ちょっと検討だけしていただいて、無理なら無理で、これはしかたがないと思いますけれども。

○**細江主監** 案外、今まで暮らしていたところで、自治体のしごらみが強すぎてこちらの方に逃げてきたさかいと言われる人も、時々あるんです。

○**富野委員長** いや、これは自治会だけでなくNPOの活動などで、例えば、子どもたちの安全を守るので活動している会とか、そういういろいろなものがあるんですね。そういう所はまったくPTA単位で情報管理とかいろいろなことがあって、やっぱりあるんですよ。だから、必ずしも自治会・町内会だけじゃないんです。

○**細江主監** だけではないですよ。色んなケースがあるますから。

○**富野委員長** できたら、次回までに全国のほかのまちでそういう取り組みをされているところを、ちょっと調べていただく方がいいですね。たぶん、やっているところがあるはずですが、もう、そういうことで、多少名目が違うけど。あと、あれは総務省でしたか、取り扱い規定とか、少しゆるめたはずですから、それも含めてちょっと勉強してもらいませんか。

○**山本拓委員** そうしますと、ここの個人情報の方にプライバシー保護の考えも入れてということですか。

○**富野委員長** 入れるのか、あるいはコミュニティ情報、あるいは共益情報に入れるかですね。どちらでもいいのですね。うまく表現できる場合は、たぶん、どっちかで入れられると思うのですが、少し勉強していただだけませんか。

○**細江主監** わかりました。

○**富野委員長** すみません、ちょっと時間を取ってしまって、あと、市民との事業者の権利についてですね。これは町民の権利と責務、それから事業者の権利と責務と、このあたりはいかがでしょうか。これ「町政に関し情報を知り」というところが、別のところに規定がありますよね。知る権利ということで、あえてこれを入れた理由があるのですか。

○**山本拓委員** どのことですか。もう一度お伺いします。

○**富野委員長** 町民の権利のところ、「町民は、法令に定められた権利を有するとともに、町政に関し情報を知り参画する権利を有する」というのがあるんです。「情報を知り」というのは、元々情報のところに書いていますよね。あえて、ここに入れたのは何か理由があるのですか。

○**山本拓委員** 特には、こだわりはないですね。「情報を知り」というのは権利の一部だとするなら、必要なくなりますね。参画する権利の一部ということでしたら必要ないですし。

○**富野委員長** ですので、ここに何か入れた理由があるでしょうか。説明していただきたいのですが。あえて。

○**山本拓委員** ものの順番で入っただけですね。参画する前に情報を知りということで、その程度の表現ですので。なくても、「参画する権利」というのが言いたいただけなのですけど。

○**富野委員長** 「参画」に対する定義はしていただいているわけですね。

○**山本拓委員** 参画は以前にも出てきましたね。

○**富野委員長** 定義があればいいんですけども。

○**山本拓委員** 参画は、先に定義の話が出ているかと思うのです。

○**富野委員長** じゃあ、これでいいですね。はい。

もしよろしかったら、重複は避けるという意味で、「情報を知り」というのは外してはいかがかなと思います。

○**山本拓委員** そうですね。はい、「知る権利」がありますので必要はないです。

○**富野委員長** 2項はどうでしょうか。「自らの行動に責任をもたなければならない」と、これでよろしいですか。

これ、ちょっと意味がよくわからない。「町政に参画する場合については、自らの行動に責任をとらなければならない」と言っていますよね。どういうことなんだろう。参画する時に責任を持つって、それは自分の発言にはちゃんと責任を取ってくださいと、そ

ういう意味ですか。

○山本拓委員 私も責任取らないと…。

○富野委員長 そういう意味ではなく、ちょっとイメージがわからないので。

○山本拓委員 限定したことまでは考えていないのですが、あえて特定したということで、参画する場合にあってはという文言を付け加えただけです。

○富野委員長 その責任って発生するのですか。

○山本拓委員 権利には責任がつきまとうと…。

○富野委員長 参画する権利があつて、それに対して、その行動に責任をとらなければならないと。ちょっと責任という概念がよくわからないですね。

○山本拓委員 責任を持つというよりも、まちづくりの関与は責任あるものということが言いたいわけです。責任を取れとか、そういう意味でなくて、ほかでまちづくり関与は責任あるものでないといけないという。

○富野委員長 もっと気楽に参加してはいけないんですか。ちょっと何か、それだけ気楽に参加できなくて、そんなもんのかな。ちょっときついな。一市民・町民としてはこれはきつい条項ですよ。例えば、運動会に参加した人は、いろいろ確実にやんなきゃいけませんとか、もちろん、それはいいことなんだけど、そういう意味なんですか。

○山本拓委員 まあ、そういうことですね。(笑) 冗談過ぎました。

○富野委員長 そうですか。いやいや、このまちがそういうまちならいいんですけども。なるべく町民にはなりたくないという。何か、参加されていて楽しくなくなってくるイメージありませんか。もっと楽しく参加して、みんなで力を合わせて、発展の方に協力しましょうみたいなことだといいいんだけど、義務を果たすみたいなものを、まず持つてくると、何か先生に叱れる感じですね。もうちょっと、積極的な書き方がありませんか。

○細江主監 足を引っ張らないで下さいという意味です。

○富野委員長 えらく、具体的ですね。

○山本拓委員 積極的にと書いた方がわかりやすいですかね。

○富野委員長 そうですね。

○山本拓委員 自主的という言い方もできるかもしれません。

○富野委員長 第1項目が権利ですよ。第2項目は義務ないし責務について書いておきたいということ、それはわかりますよね。ただ、責務があまりに、直接的な責務なのかというのがちょっとわからないですね。

むしろ、法令等に定められたルールを守っていきましょうみたいなことではまずいのですか。

○山本拓委員 ルールを。

○富野委員長 だから、法令等に定められたルールを、まちのルール、あるいは、義務と言ってしまうと何か。だから、常識的にみんなのルールを守りながらやりましょうという文言でいいですか。法令が出てくると、これはまた、きついですよね。

○山本拓委員 書いていったらこうなったんです。

○富野委員長 なかなか、硬い条文ですなあ。

○山本拓委員 硬かったですかね。

○細江主監 難しいなあ。作っていくとね。こうなるんです。

○富野委員長 だから、やっぱり、法律とかなんとかとそれで決めてもらうのでなくて、やっぱりみんなで作ったルールで町の発展のためにがんばっていきましょうみたいな、そういう条項で、義務的で責務ぐらいにした方がいいんじゃないですかね。だから、町民は、町政に参画するにあたっては、まちづくりのルールに従い、町の発展に資する活動をするを求められるとか、あるいは、そういうものとするとかね、それぐらいで、法令というと、なんかちょっと、悪いことをしたみたいな話に。義務というと、ちょっとなかなか厳しい。みんなで決めたルールをみんなを守って行って、町の発展にがんばっていく、そういうことをみんなで作えながらやりましょうみたいな、そういうニュア

ンスの条項にしておいたらいいのではないのでしょうかね。

○**山本拓委員** そうですね。法令に定められたというのは、当然当たり前の話ですから、あえて、ここで消してしまう。環境との調和を図り…。

○**富野委員長** これはいいんじゃないですか。だから、やはりそういうことも含めて、どう、町のルールで、環境をよくして発展させると、そういうような感じの、そういうことでやってくださいねと。

○**山本拓委員** そうですね。条文では「町政に参画する場合にあっては」、ここの後ろですね。この部分が問題なのですね。

○**富野委員長** やっぱ、行政から見て、つい権利があるんだから義務と言いますけれども、でも町民の皆さんにとっては、いきなり義務と言われちゃうと敬遠しちゃうもんね。少し、その辺をやさしくしましょうよ。

事業者はいかがでしょうか。これも責務ですね。どうでしょうか。事業者はこれでもろしいんでしょうか。「へへえー」という感じになりますね。

○**松浦委員** そうですね、この辺はもうこれでいいような気がしますね。

○**富野委員長** そうですね。じゃあ、このあたりは事業者の皆さんには責務でいかがでしょうか。

○**藤田委員** 簡単にしたら。

○**山本拓委員** 簡単に。

○**藤田委員** 法令どおり定められた義務において町政に参画する権利をもつ、そんでいいんじゃないですか。

○**山本拓委員** そのほうが。2項ですか。

○**藤田委員** 法令どおり定められた義務によりと。

○**山本拓委員** 義務において、あるいは上を。

- 藤田委員 町政に参画する権利を有する、義務と権利が。
- 山本拓委員 1文でまとめてしまおうということ。
- 富野委員長 どうでしょう。これあんまりそういうふうには書かないで、むしろ、地域社会の一員として、地域社会との調和を図り、公益的な活動に協力し、いきなり、こう言ったらどうなんですか。
- 山本拓委員 第1項ですか。
- 富野委員長 第1項。事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図り、公益的な活動に協力し、健全な事業活動を行う責務を有する。権利とか責務とか言わないで、それでどうなんですか。
- 山本拓委員 ああ、もう前条の「権利と義務を有すると」を消してしまうというのですね。
- 富野委員長 事業者は、地域社会の一員なんです。これがまず大事ですね。だから、地域社会との調和を図って、広域的な活動に協力し、また健全な事業活動を行うということで、その程度でいいんじゃないですかね。
- 松浦委員 「行うものとする」でいいのと違いますか、責務という言葉を使うかどうか。
- 富野委員長 松浦委員は、結構、少しこのあたりは事業者の皆さんに、厳しくお願いしますということですね。
- 山本拓委員 お預かりした目次が責務なので、あえて責務を使わなければいけないように思っていたんですけども、特段、責務を有するという言葉について、不満に思うこともなかったんですけどもね。
- 富野委員長 これは、私はいいいんじゃないかと思うのです。なぜかと言うと、やっぱり、法人ですよ。法人というのは、基本的に社会的に法律によって保護されているんです、法人に関する法律でね、それで、一人ひとりの住民とは違う要素がありますよね、だから、法人としての社会的責任はあるはずなんで、私はおっしゃったような責務でよろしいと思います。

○**山本雅委員** 私は個人商店ですけど、そうすると、全体とすると、「責務」を使うとちょっと苦しいかなと。

○**富野委員長** だけど、例えば、個人商店の方々も、やっぱり会計をちゃんとやっていただくとか、社会的に説明ができるような事業活動をちゃんとやっていただくことで、このあたりはそんな感じがしますがね。

あとは、これでだいたいいいですね。すみません。本当にご苦労さまでした。いちやもんつける気はないんですけども、いろいろ気になる事があって。やっぱり、こういう条文の時には、皆さんも今聞いていただいた、あえて聞いていただいたんですけども、条例をつくるということは、けっこういろいろなことを考えなければいけないんですね。ですから、日常生活で、こうだよねという部分と、それはやはり行政とかの法律用語で書いてあること、どこかでつなげなければいけないということなんですので、あえて、少し皆さんに聞いていただいた方がいいかなというふうに思いました。

今日議論していただいたのは、実はすごく内容があることで、こういうことが一応わかっているならば、あとの条文をチェックする時は、非常にスムーズにいくかと思しますので、特に行政に参加している方々は、それを含めて、少し、こういう用語の使い方ですね。これは皆さんもぜひ説明してあげてください。それと、本当に皆さん、もう一般に条例とか知らなくても、かなり理解できちゃうんですよ。まあそういうことで、すごく大事なことでするので、ぜひよろしくお願いします。

今日は、この先行くともう時間が超過してしまいますので、タイムオーバーじゃないですけども、どうしましょうか。次回続けてやると、ちょっと時間がかかり過ぎますね。でも、がんばってやりますか。

次回ですけども、Bグループの方と前文を考えるとということで、一応、あと何回ありましたか。1回だけですよ、予定としては。

○**細江主監** 最終まですると本当に難しいので。

○**富野委員長** そうですね。回数が足りませんね。もしよろしければ、いいですか、ちょっとあと最低限2回は必要ですね。できれば3回ほしい。なぜかと言うと、Bグループでやっていただいたのを、今日と同じペースでやると、もう1回かかってしまうので、もうちょっと早くしたいんですけども。今日の議論を聞いていただきましたから、皆さん、それを頭に入れてやっていただくと、おもしろい話になると思います。

それで、次回は前文まで含めて議論したいと。前文は、この条例のあり方を全体で集約しているものです。各この条例に条項を踏まえて、きちんと、それがそれぞれ位置付けられるような前文ということを考えますので、少しこれはちゃんと、皆さんと議論しなきゃいけない。

そうすると、要するに、Bグループの議論と前文を、全部次回で終わることは無理だと思います。そういうことで、Bグループの議論をきちんとやって、それで、前文ほかの議論を、何が必要か、どういう議論が必要で、どういう要素があるのかというのを議論するところで終わって、その次の会議で前文を確定し、そして、もう一度、前文から見るとすべての条例、条項をもう1回見直していくと。姿が決まると。たぶん、それで、うまくすれば、その時でぎりぎり何とかいくかもしれないというぐらいですね。本当はもう1回ぐらい余裕があると、それをもう1回、全体で、これで納得というところまで、隅々まで見ていくということができるので、私の司会が非常に遅く申し訳ないです。だいたい3回ぐらいになってしまうかなと感じなんです。一応そういうことでよろしいでしょうかね。本当はもう少し早く進めるべきではないかと思いますが、一応、そういうことで、できれば2回は確保したいということです。

次回までにお願ひしなければいけないことがあります。これはBグループの方々には、今回議論していただいた内容を、Aグループの内容をBグループは聞き直して、もう一度見直していただいて、Bグループで出していただいた案を、Bグループとしてもう少し見直したのものとして出していただければありがたいと思います。

それから、前文については、皆さんが、この町に対する思いと、この町をどういうふうに理解しているか、この町の将来をどういうふうにしていきたいのかという、その柱になる部分を、それぞれが出していただきたい。それは2つの要素があります。今までまちの勉強をしていただいた部分がありますので、この町のいい点、悪い点、すでに出していただいています。それをざっと見て、これはこの町の良さとして、どうしてもきちんと書き込んでみたい、そういうところをまず、むしろ、これは課題よりもこのまちの特徴ですね。課題も一部入るかもしれませんが、この町の特徴をぜひ求めていきたいですね。この町が、今この町と一緒に大事にしたいこと、それを踏まえて、それが2つ目です。

それから、3つ目は条文をざっと見ていただいて、その条文の中から、あ、これは、この部分ちょっと強調しておきたいなど、あるいは、この部分まとめて、こういう表現で書いておきたいなどということが3つ目のまとめです。

4つ目は最後、この町の将来を、私たちはこういうふうにしていきたいという、そういうことですね。4点ほど議論してみたいと思います。

これはすべて前文の中に盛り込むかどうかは、これはその時の結果、議論の結果次第です。その4点を議論しないといけないと思いますので、次回、Bグループの検討していただいた結果を受けて前文の方へ入っていくことができるように、委員長として、もう少しスピードアップを図ってやりたいと思います。そういう運び方でいかがでしょうか。よろしいですか。あと2回くらいはよろしいですか。

○細江主監 はい、最初はもう少し早いかなというふうに思っていましたけれども、一応、

町長・町議会の選挙が2月21日になりましたので、そういう選挙は早くからだいたいわかっていますので、そうすると12月議会ぐらいで全部できたらいいかなというふうに思っていたんですけども、ちょっと無理かなと思いますので、やはり全体のフォーラムをしたいところもありますし、そして議員の研修もしたいのがありますし、議会の方もなかなか日程がちょっと取りづらいところもありますけれども、もう町長も出馬表明していますし、もう少しいってもしようがないかなという思いもあるんですけども。

**○富野委員長** せっかくここまで議論してきたので、きっちり、全部いろいろな議論をしてきましたから、それでまとめ上げたものを、ぜひ皆さんの納得いく形で進めさせていただきたいと思うのですけれどもね。ちょっと委員長としては大変申し訳ないんですけども、そういう方向でいかせていただきたいと思います。

それでは、次回の日程ですけれども、いつ頃がよろしいですか。11月ですね。事務局の方、何か案がありますか。

**○細江主監** 今日は月曜日なんですけれども、山田さんが確か月曜日はやめてほしいというようなことを言っておられたのですけれども。今まで何曜日でしたか。だいたい木曜日ですね。できたら、今までの曜日でできたらと思うのですけれども。

**○富野委員長** そうすると、今日が19日、ちょうど11月19日が木曜日ですね。このあたりでいかがですか。もう少し前に詰めますか？

一応19日ということで、少し間が開きますけれども、そういう設定をさせていただいて、9時半ということで。19日ということでお願いしたいと思います。

それまでに前文を含めて皆さんに少し頭の中に入れていただいて、やっていきたいと思います。今日はそういうことでありがとうございました。事務局にお返しいたします。

**○細江主監** どうもありがとうございました。

次回、ちょっと間が開きますが、19日の9時半から、よろしく願いいたします。今日はありがとうございました。